第26期 定時株主総会 招集ご通知

事前に議決権を有効に行使いただきました株主様には、議案の賛否にかかわらず、お一人につきＱＵＯカード1枚（500円分）を後日お送りさせていただきます。
また、本株主総会は、ご来場株主様へのお土産はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

開催日時　2025年2月26日（水曜日）
午前10時（受付開始　午前9時）

開催場所　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル　5階　カンファレンススペース
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項　第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役１名選任の件

シリコンスタジオ株式会社

証券コード：3907

証券コード　３９０７
2025年２月10日
（電子提供措置の開始日 2025年 ２月３日）

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番３号
シリコンスタジオ株式会社
代表取締役社長 梶　谷　眞一郎

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社は第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第26期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
当社ウェブサイト　https://www.siliconstudio.co.jp/ir/news.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「シリコンスタジオ」又は「コード」に当社証券コード「3907」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上ご覧ください。

　なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上2025年２月25日（火曜日）午後５時までに議決権をご行使してくださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。
【インターネットによる議決権行使の場合】
　議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
インターネットによる議決権行使に際しましては、「議決権行使方法のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　時　　2025年２月26日（水曜日）午前10時（受付開始午前９時）
２．場　所　　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
　　エビススバルビル ５階　カンファレンススペース
３．目的事項
（報告事項）
　１．第26期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第26期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）計算書類の内容報告の件
（決議事項）
　第１号議案　　定款一部変更の件
　第２号議案　　取締役１名選任の件

以　上

◇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◇株主総会当日までに本総会の運営に変更が生じる可能性がございます。上記当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
◇書面交付請求されていない株主様には、本招集通知のみご送付しております。
◇書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
　①会計監査人の状況
　②業務の適正を確保するための体制
　③株式会社の支配に関する基本方針
　④株式会社の状況に関する重要な事項
　⑤「連結株主資本等変動計算書」・「連結注記表」
　⑥「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」
なお、ご送付している書面の項番、参照頁の記載は、電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただけない方

郵　送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行　使　期　限

2025年２月25日（火曜日）
午後５時到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト
（**https://evote.tr.mufg.jp/**）に
アクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください➡

スマートフォンをご利用の株主様
議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

行　使　期　限

2025年２月25日（火曜日）
午後５時行使分まで

株主総会にご出席いただける方

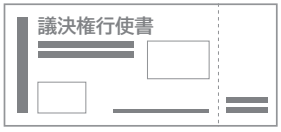

株主総会開催日時

2025年２月26日（水曜日）午前10時

当日ご出席の際は、必ず株主様が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります。）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

※体調不良と思われる株主様のご入場はお断りする場合がございます。

インターネットによる行使方法　2025年２月25日（火曜日）午後５時行使分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

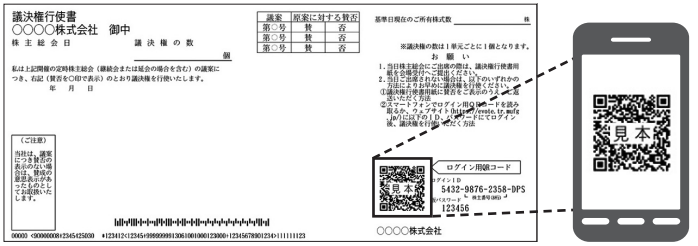

QRコードは株式会社デンソーウェーブの商標登録です。

ログインID・パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス

https://evote.tr.mufg.jp/

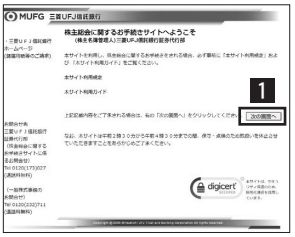

1「**次の画面へ**」をクリック

2 ログインする

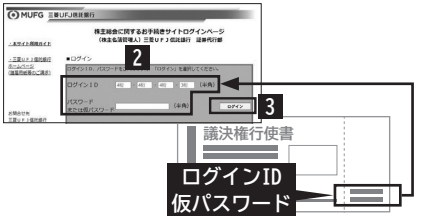

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「**ログインID**」及び「**仮パスワード**」を入力
（株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。）

3「**ログイン**」をクリック

3 お手続きメニューから議決権行使を選択

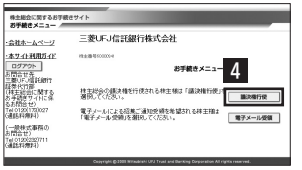

4「**お手続きメニュー**」の「**議決権行使**」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ **複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い**

❶ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

❷ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ **議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について**

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）　**受付時間** 9:00～21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

当社は、2024年12月１日を効力発生日として、連結子会社でありましたイグニス・イメージワークス株式会社を吸収合併いたしました。当社グループにおける経営資源の集中と組織運営の効率化及び開発推進・支援事業の強化を図ることを目的とし、同社の権利義務を全て承継し存続いたします。

つきましては、これに伴う定款の一部変更を実施したく、その内容についてお諮りしたいと存じます。

２.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。　（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変　更　案
（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 20 放送番組の企画、製作および販売	（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 20 放送番組および映画、音楽等の企画、製作、販売、配給および興行に関するコンサルティング業務
（新設）	29 一般映像およびデジタルコンテンツ（テキスト、音声、静止画、動画）の制作および配信に関するコンサルティング業務
29　（条文省略）	30　（現行どおり）
30　（条文省略）	31　（現行どおり）

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役１名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。
取締役候補者は次のとおりであります。

氏　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
だいもん あゆみ 大 門 あゆみ （1983年10月11日生）	2011年12月　弁護士登録 2012年 8月　弁護士法人法律事務所リエゾン（現法律事務所リエゾン）入所 2015年 3月　文部科学省研究開発局参事官付 原子力損害賠償紛争和解仲介室支援員（主任和解仲介専門官） 2017年 2月　法律事務所リエゾン パートナー就任 2020年 6月　法律事務所UNSEEN設立、代表弁護士（現任） 2020年12月　弁護士法人UNSEEN設立、社員（現任） 2021年 4月　株式会社チャイルドビジョン・ホールディングス（現株式会社インク モデル） 社外監査役 2021年12月　株式会社コナカ社外取締役（現任） 2023年 3月　株式会社ACSL社外取締役・監査等委員（現任） （現在に至る）	０株

注　１.大門あゆみ氏は新任の社外取締役候補者であります。
２.大門あゆみ氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３.大門あゆみ氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、企業法務中心の法律事務所で代表弁護士を務めており、特に企業の人事、労務、契約審査等において優れた実績を有していることから経営方針や業務執行の適正性の監視や各ステークホルダーの視点の提供など、経営の透明性を高める持続的な成長支援のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４.社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。大門あゆみ氏が選任された場合、同氏との間で同内容の契約を締結する予定です。
５.役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し被保険者が、その職務の執行に関して責任を負う事又は当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。今回の社外取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役及び監査役のスキルマトリクス

第２号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役・監査役のスキルマトリクスは次のとおりになります。

氏名	地位	企業経営	製造・技術・研究開発	財務会計	IT・デジタル	法務・リスクマネジメント	グローバル経験
梶　谷　眞一郎	取締役	○	○		○		○
竹　中　康　晴	取締役		○	○	○		
柳　原　淳　一	取締役	○	○		○	○	○
橋　本　和　幸	取締役	○	○		○		○
大　門　あゆみ	取締役					○	
松　山　康　孝	監査役			○	○	○	○
成　井　　弦	監査役	○	○		○	○	○
大　西　由　紀	監査役	○		○	○		

以　上

事　業　報　告

〔自　2023年12月１日
　至　2024年11月30日〕

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費やインバウンド需要の拡大など社会活動の正常化が進み、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調で推移しております。

一方で、長期化するウクライナや中東情勢を背景とした原材料・エネルギー価格の高騰や為替相場の変動に伴う物価の高騰は継続しており、依然として経済の見通しは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループが強みを持つコンピューターグラフィックス（CG）関連ビジネスに注力し、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

開発推進・支援事業においては、主要顧客であるエンターテインメント業界からの開発支援の引き合いが足踏みしたものの、自動車業界や土木・建築業界を中心とした産業界においてもゲームエンジンを活用した仮想空間でのシミュレーション環境構築など、当社の可視化技術への引き合いが増えていることから展示会への積極出展やホームページコンテンツの拡充など顧客基盤の拡大に向けた取り組みにも注力しております。

人材事業においては、当社の強みとしているゲーム企業における急激な採用意欲の減退により、前期好調だった人材紹介事業が大幅に落ち込みましたが、採用に積極的な配信系エンターテインメント業界などへのアプローチ、既存顧客へのサービス向上に取り組むことにより収益改善に注力しております。

なお、子会社においては不採算事業の縮小に伴い減収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高が4,414百万円（前年同期比3.1％減）、営業利益は143百万円（同40.0％減）、経常利益は123百万円（同49.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は87百万円（同56.3％減）となりました。

以上のような状況をうけまして、当連結会計年度におきましては、経営体制及び今後の展開、財政基盤の強化を図るために今期におきましても誠に遺憾ながら配当を見送らせていただくことといたします。

報告セグメントの状況は、以下のとおりであります。

① 開発推進・支援事業

受託開発の売上高は、産業界の引き合いが好調で利益の底上げをしたものの、大型ゲーム環境開発プロジェクトの終了に加え、子会社の事業構造改革を通じた一時的な売上減が影響し、減収となりました。

ミドルウェアの売上高は、請負開発分が堅調に推移しており、増収となりました。

オンラインソリューションの売上は、今期よりサブセグメントの売上区分を一部見直し、従来受託開発としていた産業向けオンラインサービスをオンラインソリューションへ区分変更したため、増収となりました。

以上の結果、売上高は2,767百万円（前年同期比0.3％減）、セグメント利益は366百万円（同12.3％増）となりました。

② 人材事業

人材派遣は、稼働数は復調したものの、高単価の職種での派遣希望者が減少したことにより、減収減益となりました。

人材紹介は、ゲーム業界全般における市況の急激な悪化に伴う採用意欲の減退により、減収減益となりました。

当連結会計年度における派遣先企業で稼働した一般派遣労働者数は延べ2,326名（前年同期比2.9％増）、有料職業紹介の成約実績数は266名（同31.3％減）となりました。

以上の結果、売上高は1,646百万円（前年同期比7.4％減）、セグメント利益は289百万円（同30.0％減）となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、重要な設備投資はありません。

（３）資金調達の状況

当社におきましては、運転資金の確保及び財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく借入実行残高はありません。

（４）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（５）企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目＼期別	第23期 2021年11月期	第24期 2022年11月期	第25期 2023年11月期	第26期 当連結会計年度 2024年11月期
売上高（百万円）	3,986	4,510	4,554	4,414
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	△71	394	246	123
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	△101	254	200	87
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	△35.48	87.90	69.41	31.19
総資産（百万円）	2,824	3,440	3,159	2,945
純資産（百万円）	1,360	1,702	1,758	1,738

注１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数により算出しております。

注２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）等を第24期の期首から適用しており、第24期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

（６）対処すべき課題

①　開発推進・支援事業について

当社グループの主たる事業領域であるゲーム業界においては、技術革新により家庭用ゲーム機器や携帯端末において新機種の投入が進み、クライアント企業であるゲームメーカー各社において、ゲームタイトルを投入するプラットフォームも多様化しております。また、ゲームエンジンや各種ツールの利用などコンテンツ開発の手法も大きく変化しております。さらに他業界においても、センサー技術、AI、XR(VR/AR/MR)、データ解析等、新しい技術の導入が進んでおります。

そのような環境の下、当社グループでは、ゲームエンジンや3DCG技術のノウハウを蓄積

し、これらを活用した最新のソリューションを提供してまいります。また、事業開発・研究開発体制を強化し、デジタルツイン／メタバースによる可視化ソリューション、各種データや生成AIの活用、ゲームエンジン向けツール開発・カスタマイズ、教師画像用CG生成ソリューション、ミドルウェア製品とこれらを使用したサービスの強化を進めております。

② 人材事業について

当社グループの属するエンターテインメント業界においては、技術革新が著しい中で、デザイナー・クリエイター・エンジニア等の人材確保・人材育成へのニーズが高まっております。そのような環境の下、人材事業においては、同業界同職種の即戦力人材やコア人材（ミドル・ハイクラス人材）の登録者の確保に注力してまいります。このように、クライアント企業に対して高付加価値の人材サービスを提供することで、より深い信頼関係を構築し、業績の拡大を実現してまいります。安定した事業基盤の構築のために、職業安定法及び労働者派遣法等の雇用情勢等の外部環境の変化に柔軟に対応できる機動的な体制を維持・強化してまいります。

③ 開発体制の強化について

当社グループでは、今後の更なる事業拡大のために、開発体制の継続的な強化が必要であり、開発技術の向上と先端技術へ迅速に適応する技術者の確保が重要であると認識しております。今後も採用及び開発部門が連携し、即戦力となる人材の中途採用をすることで効率的な人員体制を拡充するとともに、様々な状況に合わせて柔軟な採用活動を継続して参ります。

④ 全社的な課題について

当社グループでは、今後の業容拡大、継続的な成長を続けられる企業体質の確立に向けて、引き続き各種業務の標準化と効率化の徹底による事業基盤の確立が重要な課題であると認識しております。そのために、グループ会社を含めたコーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理やコンプライアンスを含む内部統制システムが有効に機能するような組織体制の整備・運用を推進し、経営基盤の一層の強化を図ります。

また、在宅勤務・遠隔地勤務など新しい働き方に対応し、社員の生産性向上及び顧客満足のさらなる向上を図ります。

（７）主要な事業内容（2024年11月30日現在）

当社グループは、ミドルウェアの開発・販売、独自ミドルウェアを活用した受託開発、サーバーネットワークの構築・運用・監視等のオンラインソリューション、ゲーム・映像業界の人材紹介・人材派遣を営んでおります。

①　開発推進・支援事業

開発推進・支援事業では、ゲームや映像などのエンターテインメント業界をはじめ、自動車、建築、その他製造業など、様々な業界向けにリアルタイムCG技術を活用したソリューションを提供しております。また、家庭用ゲーム機・スマートフォン・組込機器向けのミドルウェアの開発・販売の他、サーバーネットワークの構築・運用・監視といったインフラサービスも提供しております。

1）　ミドルウェア開発・販売

当社グループは、家庭用ゲーム機やPC、スマートフォン、組込機器向けに高品質かつ柔軟性の高いミドルウェアを開発しております。ミドルウェアのライセンス販売やカスタマイズによるツール開発のほか、ユーログラフィックス、情報処理学会、電子情報通信学会で論文を発表しているプログラマー集団が開発した最先端ツールを提供しております。特にリアルタイムのCG技術を強みとし、クリエイターからのビジュアルクオリティーに対する高い要求に応えられるミドルウェアを開発しております。

2）　受託開発

当社グループは、独自のミドルウェアを活用し、高い開発効率を実現するとともに、熟練したプログラマー・テクニカルアーティストにより様々なデバイスで最適化されたエフェクト・2D・3DCGを制作しております。また、ゲーム、遊技機、映画映像コンテンツ等のエンターテインメント業界及び製造・重工業、土木建築、自動車・モビリティに加え、宇宙・防衛・医療などの産業分野向けに事業拡大し、サービスを提供しております。

3) オンラインソリューション

より高速な通信レスポンスと高い耐久性が求められるオンラインゲーム向けのサーバープログラムやネットワークシステムについて、コンサルティングから設計、開発、24時間365日体制の運用までをワンストップで提供いたします。またゲーム以外の産業分野においてもこれらの技術を応用し、コンシューマー向けオンラインサービスなど、パブリッククラウドを利用した数万以上の最大同時接続に耐えられるようなシステム構築を手掛けています。映像業界向けには、クラウドレンダリング環境とオンプレミス環境との違いを意識させない、シームレスなジョブキューイングシステムを含むCGレンダリングパイプラインの設計・構築も行っています。

② 人材事業

当社では、CG、ゲーム制作、映像制作、WEB制作の各業界におけるデザイナーやクリエイター、エンジニア等の専門スキルを持った人材をクライアント企業に対して、有料で紹介する人材紹介サービス、及び登録派遣社員を派遣する人材派遣サービスを提供しております。当社は、一般的な人材紹介会社、人材派遣会社とは異なり、ゲーム業界を中心としたエンターテインメント業界に特化した人材ビジネスを展開しております。

（８）主要な営業所（2024年11月30日現在）

①当社

名　　称	所在地
本　　社	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番３号

②子会社

名　　称	所在地
イグニス・イメージワークス株式会社（本社）	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番３号

（９）使用人の状況（2024年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
262名	13名減

注．使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
202名	10名増	38歳11ヶ月	６年０ヶ月

注．使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

（10）重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イグニス・イメージワークス株式会社	15百万円	100.0%	CG制作受託

（11）主要な資金調達先及び調達残高（2024年11月30日現在）

調達先（長短借入金）	調達残高
株式会社三菱UFJ銀行	215百万円
株式会社商工組合中央金庫	50百万円

（12）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　　普通株式　　9,420,000株
（２）発行済株式の総数　　普通株式　　2,973,900株
（３）株　　主　　数　　2,575名
（４）大　　株　　主

株　　主　　名	持 株 数（株）	持株比率
株式会社SBI証券	349,400	12.61%
梶　谷　眞一郎	180,000	6.50%
株式会社ディンプス	95,000	3.43%
株式会社アルゴグラフィックス	90,040	3.25%
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	60,000	2.17%
橋　本　和　幸	55,000	1.99%
株式会社クリーク・アンド・リバー社	54,000	1.95%
シリコンスタジオ従業員持株会	47,000	1.70%
石　井　葉　子	43,700	1.58%
永　谷　真　澄	32,200	1.16%

注１．当社は、自己株式203,922株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
注２．当社は「株式給付信託（J-ESOP)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行
（信託Ｅ口）（以下「信託Ｅ口」という）が当社株式25,000株を取得しております。
信託Ｅ口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

３．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況（2024年11月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
梶　谷　眞一郎	代表取締役社長 兼人財事業本部長	
竹　中　康　晴	取締役兼コーポレートサービス本部長兼経営企画部長	
柳　原　淳　一	取締役兼イグニス・イメージワークス事業本部長	イグニス・イメージワークス㈱　代表取締役社長
橋　本　和　幸	取締役	dots in space㈱　代表取締役
松　山　康　孝	常勤監査役	
成　井　　弦	監査役	特定非営利活動法人エルピーアイジャパン　名誉顧問
大　西　由　紀	監査役	㈱ヒガシトゥエンティワン　社外取締役　監査委員 大研医器㈱　社外監査役 クリエイト㈱　社外取締役　監査等委員

注１．取締役橋本和幸氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
注２．監査役松山康孝氏、成井弦氏及び大西由紀氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
注３．当社は、取締役橋本和幸氏、監査役松山康孝氏、成井弦氏、及び大西由紀氏を㈱東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社と子会社の取締役及び執行役員、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

（４）取締役及び監査役の報酬等の額

①　当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の額
取　締　役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	71百万円 （９百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	16百万円 （16百万円）
合　　計 （うち社外役員）	７名 （４名）	88百万円 （26百万円）

注１．当事業年度末現在の人員は、取締役４名（うち、社外取締役１名）、監査役３名（うち、社外監査役３名）であります。

注２．当事業年度において業績連動報酬及び非金銭報酬等についてはありません。

②　取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a．基本方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、個々の取締役及び監査役の報酬の決定に際しては各職責及び当社への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役及び監査役の報酬は、基本報酬として固定報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社への貢献度に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。報酬限度額は、取締役は2012年２月28日開催の第13期定時株主総会において、年額250百万円以内と決議しており、監査役は2001年２月26日開催の第２期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。

なお、当該総会の時点で決議の対象とされた役員の員数は取締役３名、監査役３名です。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役及び監査役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬については、金銭報酬のみとします。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長兼人財事業本部長 梶谷眞一郎氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。

なお、個人別の報酬額の内容の決定にあたっては、当社の事業状況や各取締役の職務遂行状況を理解していることから、代表取締役社長兼人財事業本部長 梶谷眞一郎氏に一任することが決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

（５）社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席状況		監査役会出席状況	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　橋本　和幸	18回中17回	94%	―	―
常勤監査役　松山　康孝	18回中18回	100%	17回中17回	100%
監査役　成井　弦	18回中17回	94%	17回中16回	94%
監査役　大西　由紀	18回中18回	100%	17回中17回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役及び監査役はそれぞれの豊富な知識と経験に基づく専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言及び提言を行っております。

また、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。

② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役　橋本　和幸	コンピューターグラフィックス業界における技術領域に関する豊富な知識・経験と高い見識に基づき、また独立役員として、経営の透明性の向上及びコーポレートガバナンス強化の観点から、事業戦略等について、必要に応じて説明を求め意見を述べる等、適切な役割を果たしております。

③ 重要な兼職先と当社との関係

取締役及び監査役の重要な兼職先は「(１) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社とそれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

４．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称
太陽有限責任監査法人

（２）会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

注１．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
注２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

（３）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。
また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

（４）会計監査人が過去２年間に受けている業務停止処分
金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の内容の概要
①処分対象
太陽有限責任監査法人

②処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）
・処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで）

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

５．業務の適正を確保するための体制

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「シリコンスタジオグループは、エンターテインメントを通じて培った世界最高水準の技術力、クリエイティビティと人材サービスでカスタマーの課題を解決し、社会貢献に努めます。」との経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行っております。

② 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行しております。

③ コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる取締役が参加するコンプライアンス委員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告をしております。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めております。

④ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告しております。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、早期の発見と是正を図っております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理しております。

② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとしております。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとしております。

② リスク情報等については、各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行っております。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレートサービス本部が行っております。

③　不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④　内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会は月に１回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行っております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

②　各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行しております。

③　各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保しております。

（５）当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行っております。

②　グループ会社の管理はコーポレートサービス本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任しております。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査しております。

③　当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行っております。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、コーポレートサービス本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとしております。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

（７）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとしております。

② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力しております。

（８）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会っております。

② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っております。

（９）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消しております。

② コーポレートサービス本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っております。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。

③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

（10）上記体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された課題などについて、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施してまいりました。

６．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

７．株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

～～～

連結貸借対照表

（2024年11月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
【流動資産】	**2,486**	**【流動負債】**	**989**
現金及び預金	1,242	買掛金	77
売掛金及び契約資産	747	１年内返済予定の長期借入金	81
仕掛品	426	未払金	99
貯蔵品	0	未払費用	181
未収入金	0	未払法人税等	14
前払費用	71	未払消費税等	45
その他	0	契約負債	205
貸倒引当金	△2	預り金	49
【固定資産】	**459**	受注損失引当金	231
【有形固定資産】	**99**	リース債務	0
建物	195	その他	1
減価償却累計額	△149	**【固定負債】**	**217**
工具、器具及び備品	264	長期借入金	184
減価償却累計額	△211	資産除去債務	26
【無形固定資産】	**67**	退職給付に係る負債	6
ソフトウエア	39	**負債合計**	**1,206**
ソフトウエア仮勘定	20	**（純資産の部）**	
その他	7	**【株主資本】**	**1,739**
【投資その他の資産】	**292**	資本金	466
投資有価証券	138	資本剰余金	2,097
敷金	84	利益剰余金	△450
繰延税金資産	67	自己株式	△373
その他	2	**【その他の包括利益累計額】**	**△0**
		その他有価証券評価差額金	△0
資産合計	**2,945**	**純資産合計**	**1,738**
		負債・純資産合計	**2,945**

連結損益計算書

自　2023年12月1日　至　2024年11月30日

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		4,414
売上原価		2,518
売上総利益		**1,895**
販売費及び一般管理費		1,752
営業利益		**143**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	8	
為替差益	1	
その他	1	12
営業外費用		
支払利息	4	
持分法による投資損失	11	
資金調達費用	2	
雇用支援納付金	2	
その他	10	31
経常利益		**123**
税金等調整前当期純利益		**123**
法人税、住民税及び事業税	14	
法人税等調整額	22	36
当期純利益		**87**
親会社株主に帰属する当期純利益		**87**

連結株主資本等変動計算書

〔自　2023年12月１日
　至　2024年11月30日〕

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	466	2,097	△537	△269	1,755
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			87		87
自己株式の取得				△104	△104
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	87	△104	△16
当期末残高	466	2,097	△450	△373	1,739

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2	2	1,758
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			87
自己株式の取得			△104
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2	△2	△2
当期変動額合計	△2	△2	△19
当期末残高	△0	△0	1,738

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

１社

連結子会社の名称

イグニス・イメージワークス株式会社

２　持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

１社

会社等の名称

株式会社イリンクス

３　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②　棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	６～15年
工具、器具及び備品	４～15年

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウエアについては、３年以内での見込み販売収益に基づく償却額、又は残存有効期間に基づく均等配分額の大きい方を計上する方法としております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法としております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は５年です。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③ 退職給付に係る負債

規程で定めた退職金の支給対象となる就業期間に達した派遣契約者に対して、退職給付に係る負債を計上しております。退職給付に係る負債の計算には、当連結会計年度末における自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、顧客との契約の履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね１年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

開発推進・支援事業

①ライセンス販売

ライセンス販売は、当社グループの保有するソフトウエアライセンスの販売及び保守です。これらの履行義務はソフトウエアの販売は顧客に引き渡した時点、保守はサービスの提供期間にわたり充足していくと判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて収益を認識しております。

②受託開発・オンラインソリューション

受託開発・サーバー開発構築のうち、請負契約による取引については、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウエアを制作し顧客に納品するものであり、当該契約における義務を履行することにより、資産の価値が生じる又は資産の価値が比例的に増加するものではなく、完成・納品することにより価値が増加する性格を有しているため、検収基準により収益を認識しております。

準委任契約については、主としてシステムエンジニア等の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社グループは成果物を完成させる責任を有しておりません。したがって準委任契約については、顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、工数・進捗は実施期間に応じてほぼ均等に発生する場合は定額売上月割で収益を認識しております。

サーバー運用保守については、顧客との契約による固定額、サーバー稼働数等の運用実績により履行義務が充足され収益を認識しております。

人材事業

人材派遣についての履行義務は契約に基づき労働力を提供するものであるため、派遣社員による労働力の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。

人材紹介についての履行義務は顧客が採用を決定し転職希望者が入社した時点で充足されると判断し、その時点で紹介手数料の売上を計上しております。また、契約上、返金義務のあるものに関しては、過去の返金実績より返金額を見積り、当該金額を返金負債として計上し売上から控除しております。

２．会計上の見積りに関する注記

受注損失引当金

（１）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金　231百万円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。

なお、各決算日時点における受注契約ごとの仕様、遂行体制、納期、進捗状況等に基づき、作業内容や工数を主要な仮定として総費用を見積り、将来の損失見込額を算定しております。

契約ごとの個別性が高く、顧客要望の高度化、案件の複雑化や完成までの事業環境の変化等によって、当初見積り時には予見不能な作業工数の増加により総費用の見積りが変動することがあります。総費用の見積りが大幅に変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における受注損失引当金及び売上原価に影響を与える可能性があります。

３．連結貸借対照表に関する注記

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下の通りです。

売掛金	581百万円
契約資産	165百万円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,973,900株

２　配当に関する事項

該当事項はありません。

５．金融商品に関する注記

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入により資金を調達し、一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、営業債務である買掛金・未払金・未払費用は、全て１年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に事業のプロジェクトに係る資金の調達、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算後、最長で2028年６月30日であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程に基づき与信限度額水準の見直しを年１回以上実施し、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価等を把握することで、変動リスクを管理しております。

敷金は差入先の信用リスクに晒されており、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握するとともに、適宜差入先の信用状況を把握することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金・未払費用、営業外債務である借入金は資金調達に係る流動性リスクに晒されており、月次資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを

管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び重要性の乏しいものは、次表には含まれておりません（ 注１.を参照ください）。また、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	0	0	－
(2) 敷金	84	83	△1
資産計	84	83	△1
(1) 長期借入金(※1)	265	270	4
負債計	265	270	4

(※1) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

注１.市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額　138百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

注２.長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）	５年超（百万円）
長期借入金(※１)	81	80	68	35	－	－
合計	81	80	68	35	－	－

(※１)１年内返済予定の長期借入金を含めております。

３　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下　の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	0	－	－	0
資産計	0	－	－	0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	83	－	83
資産計	－	83	－	83
長期借入金	－	270	－	270
負債計	－	270	－	270

注１．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

敷金

敷金については、償還予定時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

６．収益認識に関する注記

連結注記表「１.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ３ 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	633円50銭
１株当たり当期純利益	31円19銭

８．重要な後発事象に関する注記

（完全子会社の吸収合併）

当社は、2024年12月１日を効力発生日として、当社の完全子会社であるイグニス・イメージワークス株式会社（以下、「イグニス・イメージワークス」といいます。）を吸収合併（以下、「本合併」といいます。）しました。

（合併の目的）

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、経営資源の集中と組織運営の効率化及び開発推進・支援事業の強化を図ることを目的としています。なお、これまでイグニス・イメージワークスで運営しておりましたコンピューター・グラフィックス映像の企画・制作事業は、本合併後も当社が運営を継続いたします。

（合併の要旨）

①合併の日程

取締役会決議日	2024年９月18日
合併契約締結日	2024年９月18日
合併期日（効力発生日）	2024年12月１日

（注）本合併は、当社においては会社法第796条第２項に基づく簡易合併であり、イグニス・イメージワークスにおいては会社法第784条第１項に基づく略式合併であるため、いずれにおいても合併契約承認のための株主総会は開催しておりません。

②本合併の方式

当社を存続会社とし、イグニス・イメージワークスを消滅会社とする吸収合併方式です。

なお、イグニス・イメージワークスは債務超過となっておりましたが、本合併に先立ち、当社がイグニス・イメージワークスに対して有する債権の一部を放棄することにより債務超過状態を解消した後に本合併を行いました。

（放棄する債権の内容）

債権の種類	貸付金、未収収益
債権の額	191百万円
実施日	2024年11月30日

（注）同社に対する貸付金、未収収益の債権放棄により、2024年11月期の当社の個別決算においては20百万円の特別損失を計上しております。なお、2024年11月期の連結決算においては相殺消去されるため、本債権放棄による連結業績に与える影響はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年１月20日

シリコンスタジオ株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　泉　淳一　㊞
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　忠津正明　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シリコンスタジオ株式会社の2023年12月１日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シリコンスタジオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（2024年11月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
【流動資産】	**1,996**	**【流動負債】**	**511**
現金及び預金	1,201	買掛金	37
売掛金及び契約資産	620	1年内返済予定の長期借入金	81
仕掛品	6	未払金	93
貯蔵品	0	未払費用	168
未収入金	7	未払法人税等	13
前払費用	61	未払消費税等	44
関係会社短期貸付金	100	契約負債	25
その他	0	預り金	43
貸倒引当金	△2	リース債務	0
【固定資産】	**381**	その他	1
【有形固定資産】	**85**	**【固定負債】**	**217**
建物	193	長期借入金	184
減価償却累計額	△149	資産除去債務	26
工具、器具及び備品	206	退職給付引当金	6
減価償却累計額	△165	**負債合計**	**729**
【無形固定資産】	**67**	**（純資産の部）**	
商標権	6	**【株主資本】**	**1,648**
ソフトウエア	40	資本金	466
ソフトウエア仮勘定	20	資本剰余金	2,097
その他	0	資本準備金	665
【投資その他の資産】	**227**	その他資本剰余金	1,431
投資有価証券	69	利益剰余金	△540
関係会社株式	4	利益準備金	0
敷金	84	その他利益剰余金	△541
繰延税金資産	67	繰越利益剰余金	△541
その他	1	自己株式	△373
		【評価・換算差額等】	**△0**
		その他有価証券評価差額金	△0
		純資産合計	**1,648**
資産合計	**2,377**	**負債・純資産合計**	**2,377**

損　益　計　算　書

自　2023年12月１日　至　2024年11月30日

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		3,741
売上原価		1,979
売上総利益		**1,761**
販売費及び一般管理費		1,628
営業利益		**133**
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	8	
為替差益	1	
その他	1	14
営業外費用		
雇用支援納付金	2	
支払利息	3	
資金調達費用	2	
その他	10	18
経常利益		**128**
特別損失		
関係会社債権放棄損	20	20
税引前当期純利益		**108**
法人税、住民税及び事業税	13	
法人税等調整額	22	36
当期純利益		**72**

株主資本等変動計算書

〔自　2023年12月1日
　至　2024年11月30日〕

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	466	665	1,431	2,097	0	△613	△612
当期変動額							
当期純利益						72	72
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	72	72
当期末残高	466	665	1,431	2,097	0	△541	△540

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△269	1,680	2	2	1,683
当期変動額					
当期純利益		72			72
自己株式の取得	△104	△104			△104
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2	△2	△2
当期変動額合計	△104	△32	△2	△2	△34
当期末残高	△373	1,648	△0	△0	1,648

個別注記表

１．重要な会計方針

１　資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

①　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②　その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

（2）棚卸資産

①　仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による、簿価切下げの方法）

②　貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による、簿価切下げの方法）

２　固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

（2）無形固定資産

市場販売目的のソフトウエアについては、３年以内での見込み販売収益に基づく償却額、又は残存有効期間に基づく均等配分額の大きい方を計上する方法としております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年以内）による定額法としております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は５年です。

3　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

規程で定めた退職金の支給対象となる就業期間に達した派遣契約者に対して、退職給付引当金を計上しております。退職給付引当金の計算には、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5　重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、顧客との契約の履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね１年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

開発推進・支援事業

①ライセンス販売

ライセンス販売は、当社の保有するソフトウエアライセンスの販売及び保守です。これらの履行義務はソフトウエアの販売は顧客に引き渡した時点、保守はサービスの提供期間にわたり充足していくと判断しております。そのため、約束した財又はサー

ビスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて収益を認識しております。

②受託開発・オンラインソリューション

受託開発・サーバー開発構築のうち、請負契約による取引については、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウエアを制作し顧客に納品するものであり、当該契約における義務を履行することにより、資産の価値が生じる又は資産の価値が比例的に増加するものではなく、完成・納品することにより価値が増加する性格を有しているため、検収基準により収益を認識しております。

準委任契約については、主としてシステムエンジニア等の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。したがって準委任契約については、顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、工数・進捗は実施期間に応じてほぼ均等に発生する場合は定額売上月割で収益を認識しております。

サーバー運用保守については、顧客との契約による固定額、サーバー稼働数等の運用実績により履行義務が充足され収益を認識しております。

人材事業

人材派遣についての履行義務は契約に基づき労働力を提供するものであるため、派遣社員による労働力の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。

人材紹介についての履行義務は顧客が採用を決定し転職希望者が入社した時点で充足されると判断し、その時点で紹介手数料の売上を計上しております。また、契約上、返金義務のあるものに関しては、過去の返金実績より返金額を見積り、当該金額を返金負債として計上し売上から控除しております。

２．会計上の見積りに関する注記

①　受注損失引当金

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金　－百万円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)　受注損失引当金　（２）　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

３．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	107百万円
短期金銭債務	6百万円

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の内訳

売掛金	454百万円
契約資産	165百万円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上	1百万円
仕入	18百万円
営業外取引による取引高	
受取利息	2百万円

関係会社債権放棄損

関係会社債権放棄損は、当社の連結子会社に対する債権放棄によるものであります。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数　　普通株式　228,922株

(注)自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として信託口が所有する当社株式25,000株が含まれております。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	30百万円
未払社会保険料	4百万円
貸倒引当金	0百万円
退職給付引当金	1百万円
資産除去債務	8百万円
投資有価証券評価損	9百万円
未払事業税	3百万円
関係会社株式評価損	9百万円
減価償却超過額	0百万円
繰越欠損金	514百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	585百万円
評価性引当額	△517百万円
繰延税金資産合計	68百万円
繰延税金負債	
除去費用	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	イグニス・イメージワークス株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 資金の貸付 ＣＧの外注等	資金の貸付(注１)	130	短期貸付金	100
				資金の回収	30		
				債権放棄(注２)	191	－	－
				ＣＧの外注等(注３)	18	買掛金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

注１．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

注２．当該放棄金額に対して、170百万円の貸倒引当金を取崩し、残額の20百万円の債権放棄損を計上しております。

注３．価格等その他の取引条件は、市場実勢を勘案して希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

8．収益認識に関する注記

連結注記表「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　３　会計方針に関する事項　(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	600円58銭
１株当たり当期純利益	25円69銭

10．重要な後発事象に関する注記

(完全子会社の吸収合併)

連結注記表「８．重要な後発事象に関する注記　(完全子会社の吸収合併)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計監査人の監査報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年１月20日

シリコンスタジオ株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　泉　淳一　㊞
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　忠津正明　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シリコンスタジオ株式会社の2023年12月１日から2024年11月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月１日から2024年11月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月21日

シリコンスタジオ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松　山　康　孝	印
監査役（社外監査役）	成　井　　弦	印
監査役（社外監査役）	大　西　由　紀	印

以上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
エビススバルビル　５階　カンファレンススペース
電話　(0120) 303557

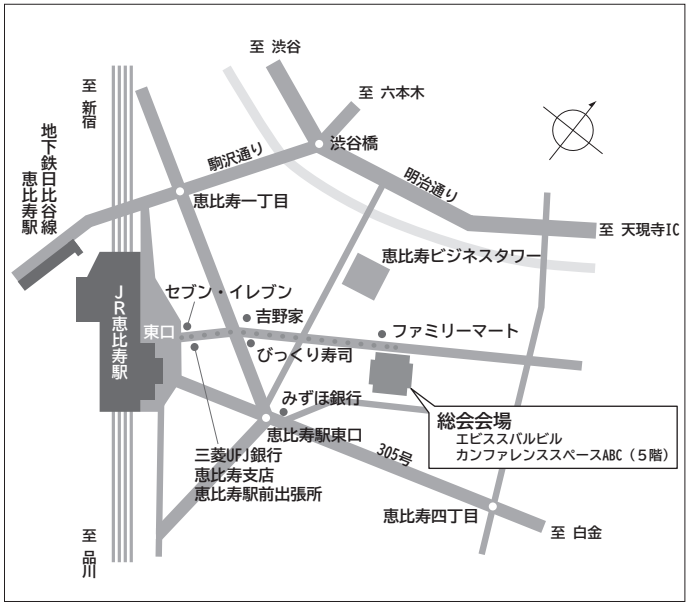

（会場への交通機関）

JR山手線・埼京線「恵比寿駅」東口改札より徒歩約３分
東京メトロ地下鉄日比谷線①番出口より徒歩約４分

車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。